

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
①	教育課程の編成

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教育課程の編成については、「龍谷版共通的到達目標モデル」に基づき、法律基本科目 31 科目（64 単位：公法系 8 科目 16 単位、民事法系 16 科目 34 単位、刑事法系 7 科目 14 単位）、法律実務基礎科目 7 科目（14 単位）、基礎法学・隣接科目 16 科目（20 単位）、司法試験選択科目を含む展開・先端科目 25 科目（54 単位）をバランスよく開設している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第 2 条、「告示第 53 号」第 5 条）。	I ◎	A	A
2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第 2 条）。	I ◎	—	
2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第 53 号」第 5 条第 2 項）。	I ◎	A	
2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。	I ○	A	
2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I ◎	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重については以下のとおりである。

適切な授業内容を担保するための取り組みとしては、論述指導等に関するガイドラインを定めていることが挙げられる。このガイドラインでは、受験指導の定義を明確にするとともに、具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化している。このガイドラインについては、「シラバス作成の手引」 pp. 8-9 に掲載することで周知している。

授業内容の適切性の検証については、「教員相互による授業参観」を通じて実施している。具体的には、参観者が記入する「授業参観シート」に、「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け（「授業参観シート・コメント集」（pp. 3-8, 13-19）、FD全体会での討議を通じて検証している（「2015年度FD活動報告書」pp. 24-25）。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
なし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-5	① 「2015 年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」 2015 年 2 月
	② 『「教員相互による授業参観」 参観シート・コメント集 [2015 年度]」 2016 年 4 月
	③ 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月

II. 評価結果

総評 基準 2-5 「論述指導等に関するガイドライン」を定め、受験指導の定義を明確にするとともに具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化し、「シラバス作成の手引き」で周知していることから、適切に実行しているものと判断する。 また、「教員相互による授業参観」を実施し、参観者が参観後に記載する「授業参観シート」をもとに、FD全体会においてその結果を検証していることは、根拠資料でも明らかであり評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》 「教員相互による授業参観」を実施し、参観者が参観後に記載する「授業参観シート」をもとにFD全体会での結果を検証している点は評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
②	単位及び授業期間の設定／法理論教育と法実務教育の架橋／法律実務基礎科目／法情報調査及び法文書作成

[参考：2014 年度の現状（概要）]

単位については、1 単位当たりの学習量を 45 時間と設定し、2 単位の講義・演習科目の場合は、授業に 30 時間、自主学修に 60 時間を配分し、2 単位実習科目等の場合は、授業に 60 時間、自主学修時間に 30 時間を配分している。また、各授業科目の単位数については、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定に照らして、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか（「大学」第 21 条）。	I◎	A	A
2-7 1 年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として 35 週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第 22 条）。	I◎	A	
2-8 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第 23 条）。	I◎	A	
2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	I○	A	A
2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第 53 号」第 5 条第 1 項第 2 号）。	I◎	A	A
2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。－	I○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-7 1 年間の授業期間については、学年暦で定めている。2015 年度学年暦の検討では、① 15 回以上の授業回数確保、② 土曜日を除いて 2 日以上集中補講日の確保、③ 日曜日を除いて 9 日間の定期試験期間の確保等を「基本方針」に掲げた。その結果、授業期間（集中補講日及び定期試験期間を含む）については、第 1 学期には 17 週を確保し、第 2 学期にも年末年始の冬期休暇を除いて 17 週を確保した（「履修要項」p. vi）。したがって、年間ではおおむね 35 週にわたる授業期間を確保しているといえることから、「大学」第 22 条に照らして問題はない。

2-8 授業科目の実施期間については、評価の視点 2-7 で既述のとおり、2015 年度は 15 回以上の授業回数確保を「基本方針」に掲げ、15 週を単位に設定した。したがって、「大学」第 23 条に照らして適切である。

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋については、前年度の評価時から変更はない。すなわち、教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図っている（「履修要項」p. 39）。授業内容については、「法務研修」（「シラバス」p. 62）、「刑事実務総合演習」（同 pp. 59-61）等の科目で実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みがなされている。履修方法については、法律基本科目群及び実務基礎科目群の全科目を必修とし（「履修要項」p. 37）、全学生にエクスターンを経験させている。したがって、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-7	①「2015 年度法科大学院学年暦の基本方針」2014 年 9 月 17 日 教授会承認
	（再掲：1-3-②）「2015 年度履修要項」2015 年 3 月
2-8	（再掲：2-7-①）「2015 年度法科大学院学年暦の基本方針」2014 年 9 月 17 日 教授会承認
2-9	①「2015 年度版シラバス」2015 年 3 月
	（再掲：1-3-②）「2015 年度履修要項」2015 年 3 月

II. 評価結果

総評

基準 2-7 および 2-8 「履修要項」等の根拠資料より適切に設定されていると評価できる。

基準 2-9 教育課程の編成においては、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図り、全科目を必修とし、全学生にエクスターンを経験させていることが「履修要項」から確認できる。また、授業内容については、関係科目において、実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みが成されていることが「シラバス」から確認できる。よって、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。

伸長すべき点（長所） 《箇条書き》

改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載

※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
③	実習科目／実習科目における守秘義務等

[参考：2014 年度の現状（概要）]

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・養成するための実習科目として、法律実務基礎科目群の「民事実務総合演習Ⅱ」、「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」において模擬裁判及びローヤリングを取り扱っている。また、同科目群の「法務研修」においてエクスターンシップを取り扱っている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。	I○	A	A
2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。	I○	A	
2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。	I◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-13 本法科大学院では、エクスターンシップ（法律実務実習）を実務基礎科目「法務研修」の一環として実施しており、当該科目の内容及び責任体制については以下のとおりである。

なお、リーガル・クリニックについては実施していない。

（1）実施内容

「法務研修」は、実務基礎科目群に属する必修科目である。学生は、当該科目を2年次の第2学期から3年次の第1学期にかけて履修する。2年次の第2学期には、事前演習として、学外の専門家（弁護士等）による講演を聴いたり、裁判所、検察及び弁護士会の見学等に参加したりする。その上で、春期休暇中に弁護士事務所又は企業法務部に赴き、2週間のエクスターンシップを経験する。そして、3年次の第1学期には、事後演習の一環として、実習報告会を開催し、実習で得られた経験を報告するなどし、学習を深める。

「法務研修」は、多様な法的課題に対応できる法曹を養成するため、「民事系」、「刑事系」、「企業法務」及び「公益活動」の4プロジェクトから構成されており、学生は、希望するプロジェクトを選択して履修する。

毎年度、開講終了後には、その成果を報告書に取りまとめ、公表している。

なお、2015年度は、第2学期からの受講者が1人であり、民事系プロジェクトを選択したことから、刑事系、企業法務及び公益活動プロジェクトの活動は行っていない。

(2) 責任体制

科目の運営に責任を負うのは「法務総合プロジェクト運営会議」である。同会議は、プロジェクト担当教員と教務主任から構成している。

2015年度は、第2学期からの法務研修履修予定者が1名であったことから、法務総合プロジェクト運営会議では、所属学生のいないプロジェクトの対応、実習先の決定、事前・事後演習及び実習報告会の実施について審議・決定している。

2-14 実習科目での守秘義務等の取扱いについては前年度の評価時から変更はない。すなわち、エクスターンを扱う「法務研修」で守秘義務に違反する行為があった場合、当該行為については、専門職大学院学則第46条及び学生懲戒規程に基づく懲戒の対象としている。このことは、守秘義務に関する「誓約書」に明記している。学生は、エクスターンの実施前に、この「誓約書」に署名・押印の上で提出する（「法務研修ガイド」p.27）。また、万一、守秘義務違反があった場合の損害賠償責任については、全学生を大学の保険料負担で「法科大学院教育研究賠償責任保険」（日本国際教育支援協会）に加入させることによって担保している（「法務研修ガイド」pp.28-30）。

守秘義務に関する指導については、「法務研修ガイド」p.14に注意事項として明記し、5月に開催するガイダンスで説明している。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項]

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-13	① 「2015-2016 年度 「法務研修」 プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」
	② 「2015 年度版 法務研修ガイド」 2015 年 5 月
	③ 「第9期（2014-2015 年）法務研修報告集」 2015 年 10 月
2-14	① 龍谷大学専門職大学院学則（2004 年 11 月 30 日設置認可）
	（再掲：2-13-②）「2015 年度版 法務研修ガイド」 2015 年 5 月

Ⅱ. 評価結果

総評		
基準 2-13 エクスターンシップを「法務研修」の一環として実施している。この「法務研修」は必修科目であり、その実施内容は、①演習、②実習（エクスターン）、③実習報告会により構成されていることが根拠資料「法務研修ガイド」により確認でき、その成果は、根拠資料「法務研修報告集」にて確認することができる。 また、責任体制については、プロジェクト担当教員と教務主任で構成する「法務総合プロジェクト運営会議」が担っている。 基準 2-14 エクスターンシップでの守秘義務等の取り扱いをガイダンスで説明するとともに、その内容が明記された「誓約書」に署名捺印することで、守秘義務違反の抑制や違反後の対応についても十分配慮されている。 よって、その仕組みが学内の規則で整えられ、適切な指導が行われていると判断できる。		
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》		
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載		
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要		